

議
議

長 休憩を解いて再開いたします。

(14時10分)

長 お諮りします。今会期中に、飯田一君ほか5名から発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」が提出されました。地方自治法112条第2項に規定する賛成者を得られております。提出されました発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程第13、報告第10号の次に、追加日程第1として追加をお願いいたします。

事務局は、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を配付してください。同時に、タブレットも更新されておりますので確認をお願いいたします。

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

追加日程第1、発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 1 番 飯 田 発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を別紙のように制定する。令和7年9月17日提出。提出者、松田町議会議員、飯田一。賛成者、松田町議会議員、田代実。賛成者、松田町議会議員、寺嶋正。賛成者、松田町議会議員、南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員、井上栄一。賛成者、松田町議会議員、古谷星工人。

提案理由。地方自治法の改正に伴い、議員個人と町との請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るために必要な条例を制定するため、提案するものであります。

条文を朗読させていただきます。

松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

(目的)。第1条、この条例は、松田町議会議員が松田町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)。第2条。議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における松田町に対する請負について、松田町議会議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア、請負の対象とする役務、物件等。

イ、契約締結日。

ウ、契約金額。

エ、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額。

(2) 前号エに掲げる総額の合計額。

2、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条、議長は、前条第1項の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上です。審議のほど、よろしく申し上げます。

議

長 提出者の提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。発議第2号「松田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。